

処 分 名	建築物の耐震改修の計画の認定	
処 分 の 概 要	建築物の耐震改修の計画の認定の申請に基づき認定する。	
根 拠 法 令 名	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)	
条 項	第17条第1項	
所 管 課	建築指導課	
	經由機関での処理期間	なし
	所管課での処理期間	2か月
	標 準 処 理 期 間	計 2か月
判 断 基 準	計画が、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の各号の基準に適合すること。	
<p><b>【根拠法令等】</b>                  建築物の耐震改修の促進に関する法律                  (計画の認定)                  第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。                  2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。                  一 建築物の位置                  二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途                  三 建築物の耐震改修の事業の内容                  四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画                  五 その他国土交通省令で定める事項                  3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。                  一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。                  二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。                  三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築(柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)、改築(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))を伴わないものに限る。)、大規模の修繕(同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。))又は大規模の模様替(同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。))をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。                  イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p>		

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(計画の認定の申請)

#### 第2条

法第8条第3項の計画を受けようとする建築物の耐震改修の計画について申請をしようとする者は所管行政庁に提出するものとする。

#### 手続の流れ

